

平成29年度第8回常設審議委員会議事録

1 日 時 平成29年11月21日（火）10時開会 11時45分閉会

2 場 所 湯梨浜町 国民宿舎水明荘

3 出席者

- (1) 常設審議委員 20名／14名（出席者は別紙名簿のとおり）
- (2) 鳥取県経営支援課 中西課長補佐、河本主事
総合事務所農林局 (東部) 吉尾主事
(中部) 會澤主事
(西部) 平田主事
- 鳥取市農業委員会 岡本係長、川口主事
南部町農業委員会 亀尾事務局長補佐
倉吉市農業委員会 隅主任
智頭町農業委員会 米本事務局長
湯梨浜町農業委員会 藤井事務局長
- (3) 事務局 倉益事務局長、森井参与、田中次長、中嶋課長補佐

4 開 会（倉益局長）

おはようございます。

平成29年度第8回常設審議委員会を開会いたします。

まず、本会会議規則第7条に基づきまして、出席委員数を報告をいたします。本日は20名中14名の御出席をいただきました。運営規程第4条第4項の規程に基づく定足数、過半数に達しておりまして、本委員会が成立することを報告をいたします。

それでは、上場会長に御挨拶いただきます。よろしく願いいたします。

5 上場会長挨拶

11月11日の農業委員会研修大会に参集いただきお礼申し上げます。無事に終了しました。アンケートによると8割が良かったという感想でした。新任者の研修や中山間地について検討する機会が必要という記述がありました。次の課題にしたいと思いました。

10日に智頭町の研修会に出席しました。農業委員や議員、農家など60人が集まりました。これから4～5回、勉強会をすとのことでした。具体的な取組みを期待しています。

14日は南部町で利用状況調査の後の話と、機構との話し合いを行なった。

日野町では担い手を集めた会議に出席した。図面に担い手の農地が色塗りされており、話し合いをしている状況でした。

江府町は明日話し合いがある。

日野3町の話し合いも実施される。

三朝町も法務局へ働きかけをされており、農業委員会が活動されている。

農地の最適化指針は12月に作成し1月の総会で審議されたい。鳥取、米子、大山は12月に審議したいと聞いている。米子、大山は良いものが出来ている。鳥取は修正してほしいと思う。

全国会長代表者集会は月末開催される。先生には施策について申し上げたいことは申し上げます。

次の会の後は理事会を開催し、財政面を相談したい。

6 議事録署名委員の決定

議長 議長から指名させていただきます。
(上場会長) では、智頭町の小林会長さんと、三朝町の山本会長さんをご指名いたします。

7 報告事項

(1) 先月の農地転用許可の状況について
県経営支援課 (資料1により説明)

(2) 集落接続の農地転用事案の基準について
議長 (資料2により説明)

恩田副会長 見直しを行なうときに地域一帯を農振除外されていけば、意見を言うこともなかった。町部局に働きかけをしないといけない。

長谷川会長 湯梨浜町は住宅が増えている。このあたりは将来、住宅地となるだろう。農振の見直しが5年に1度であり遅れていた。今回、相当面積の除外を試みたが、県から待ってくれとあり、次の機会に見直しをすることになっている。1筆ごとに除外していくことになり今回出した。慎重審議して今回の結果となった。今後も許可基準、根拠に基づき慎重審議していきます。

議長 現場を見て、勉強していきたい。

小林委員 第1種農地が虫食い状態になるのが問題であるので、将来の見通しを考えて対応して下さい。

齋下委員 資料の中にある「滲み出し的」な集落接続事案はどういうものなのか。

議長 整理し現場で勉強していきたい。

8 審議事項

(1) 農地法第4条の規定に基づく意見聴取事案について

議長 それでは、審議に入らせていただきます。説明してください。

事務局 (資料3により、農業委員会総会付議事案(平成29年11月)を説明。)
(30aを超える説明事案について智頭町農業委員会が説明する。)

【智頭町の事案】

恩田副会長 事案に関係する者は、審議中は退席願って質疑応答することが普通であると思うが。

議 長 (J A鳥取いなばの谷口組合長に退席願を願う。)
(谷口組合長が退席し、審議を行なう)

恩田副会長 J Aが農地を取得したのはいつか。

智頭町農業
委員会 平成27年2月に取得しています。

【北栄町の事案】
(質疑なし)

議 長 農地法第4条案件は原案のとおり決定をしてよろしいか諮ったところ
異議なく可決承認した。
(谷口組合長、再入場)

(2) 農地法第5条の規定に基づく意見聴取事案について

事務局 (資料4により、農業委員会総会付議事案(平成29年11月)を説明。)
(30aを超える説明事案について湯梨浜町農業委員会と鳥取市農業委
員会が説明する。鳥取市の事案について現地調査報告を山本委員が
行なう。鳥取市の山口会長より、指導・事務の不手際について謝罪
を行なう。)

議 長 太陽光発電施設の影響について住民同意の件はどうなった。

県経営支援
課 県住まいまちづくり課に照会したところ、3県程度が条例を作成して
いますが、本県は作成する予定がないということなので、従来どおりの
扱いで進めて下さいとのことです。

【鳥取市農業委員会の事案】

恩田副会長 平成29年まで指導したとあるが、原状回復命令とか顛末書の作成はあ
るのか。

鳥取市農業
委員会 顛末書の提出はあります。原状回復の指導は口頭で、事務局と担当農
業委員が行なってきたところであり、今後は適切な管理・指導を行
なうよう業務に精進します。

恩田副会長 原状回復はどこまでなされたのか。

山本委員 種を植えて育った形跡はあったが、枯れていた。農地としての形を整
えてあったので、よいと判断した。

小林委員 灌漑施設がないので作物の成長はなかった。種の袋などがあり、種を
蒔いた形跡があり、原状に復したと判断した。

足立委員 太陽光発電施設については隣接の同意はなくてもよいか。

議 長 住宅地での転用については別途検討させてもらう。

議 長 以前、この辺で、一時転用案件で荒れているので砂取りをしてもよいというような説明があったが砂取りをしたところか。農振は白か青か。

鳥取市農業委員会 この申請地は砂取りをしてないところですが、南東側で砂取りがあり、図面では非農地と表示のあるところですが、農振は白地です。

高西委員 建設残土で埋められて農地復元したところだが、本当に農業をすと思うっていたのか。

鳥取市農業委員会 ここは低い土地だったので、嵩上げをしたところであり、当時は農業をしたいと思っていた。

高西委員 農地復元しても、できないだったら、農家に負担をかけることになる。もっと何かいい方法があったのではないか。

議 長 水もない場所であり、作物が作れないでは、地元の人々の気持ちを考えるべきである。現場ではどうかを考えていかないといけない。杓子定規では駄目である。

議 長 農地法第5条案件は原案のとおり決定をしてよろしいか諮ったところ異議なく可決承認した。

9 報告・情報提供事項

(1) 平成29年度鳥取県農業委員会特別研修大会の結果概要について

事務局 (資料5により説明。質疑なし)

(2) 宮崎県農地中間管理事業推進大会における上場会長兼理事長の講演について

事務局 (資料6により説明。質疑なし)

議 長 (補足説明)

(3) 平成29年度全国農業委員会会長代表者集会について

事務局 (資料7により説明。質疑なし)

7 その他

長谷川副会長 農地白書の作成はどうなった。

議長 県の方で遊休農地や担い手の把握ができていなかった。5年に1度作成する県の基本方針の中で、担い手の数も把握出来ていなかったのも、川上前会長が作られた。農地台帳も住基・固定との照合があやしい中で農地面積を記入していた。他県はきちんとした数字で作成している。農地台帳と住基・固定との照合もきちんとするように話を進めている。誰かが農地白書を作ったということも大事だが、本筋のところでも取り組んでいきたい。

山本委員 2、3年に一度はまとめて、資料を持って首長へ要望したいと考えている。

事務局 次回は12月21日(木)、水明荘で開催します。

議長 以上で、会を終了します。